この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(以下「特例法」という。)第3条第1項の規定により、<u>年月日</u>執行の<u>選挙</u>において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

市・町・村選挙管理委員会委員長殿

			2010/2014/07/20				
1請求者	フリガナ		生年				
	氏名 (署名)		月日日				
	住所						
	連絡先	電話番号	()				
		メール アドレス					
2現在する場所			□住所と同じ□住所以外(以下に記載)				
		する場所	〒 −				
(投票用紙等送付先)			「以下の取扱に同意する場合は、チェック) □選挙管理委員会が投票用紙等を送付する時又は上記の送付先に届いた時に、私が上記送付先から移動している場合には、移動先を確認し、再送付して構いません。				
3提示 (同封) する文書 外出自粛要請又 は隔離・停留面と は隔紙で書いた。 をなっていい。 のの申出		事 素学留の面こ特のと別場	(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面(次の①~③のいずれかを選択) □①感染症法による外出自粛要請に係る書面 □②検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 □③上記の書面の提示(同封)をすることができない旨申し出ます。 【次の(a) を記入した上で、(b) 又は(c) のいずれかを記入】 (a) 理由 □保健所から外出自粛要請又は検疫所から隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため □交付された書面を紛失したため □医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者や医療機関を受診した陽性者として、健康フォローアップセンター等に登録したため□その他((b) 保健所又は検疫所の名称((c) 登録した健康フォローアップセンター等の名称及び当該フォローアップセンター等の設置主体である自治体((2) その他の文書(該当する場合のみ選択) □在外選挙人証(在外選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合□南極選挙人証(南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合)				
媊		該都道府県の区 を有することの	□都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内 に住所を有することの確認を申請します。				
(III 17.							

備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
- 3 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置(特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置)に係る書面(次のいずれかの書面)を提示(同封)してください(当該書面は、投票用紙等と併せて返送します。)。
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面(同法施行規則第23条の4第1項)
 - イ 検疫法による外出自粛要請 (同法第14条第1項第3号) に係る書面 (同法施行規則第4条の3)
- ウ 検疫法による隔離・停留の措置(同法第14条第1項第1号又は第2号により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面(同法第18条第1項)
- 4 特別の事情により備考3の書面の提示(同封)をすることができない場合(特例法第3条第2項ただし書)は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極 選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示(同封)し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- 6 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合(特例法施行 令第1条第2項第1号)には、表中4にチェックを入れてください。
- 7 この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。

この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(以下「特例法」という。)第3条第1項の 規定により、<u>令和●年●月●日</u>執行の<u>●●議会議員選挙</u>において、次の現在する場所で郵便等による投票 を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和●年●月●日

邑溴	(市	<u>・町・村</u> 造	選挙管理委員会委員	E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	.7					
1請求者	フリガナ 氏名 (署名)		センキョタロウ	ださい。	生年月					
			選挙太郎		月日	昭和●	●年●月●日			
	住所		〒370-●●●● 群馬県●●郡●●町●番●号●マンション●号室 連絡の取れる電話番号を記載							
	連電話番号		090(7234)●●●●							
	連絡先	メール アドレス	abc123@sample.xx.jp							
2現在する場所 (投票用紙等送付先) チェックを入れて ください			□住所と同じ☑住所以外(以下に記載) 〒370-●●●● 群馬県●●市●丁目●番●号●●ホテル 「以下の取扱に同意する場合は、チェック) ☑選挙管理委員会が投票用紙等を送付する時又は上記の送付先に届いた時に、私が上記送付先から移動している場合には、移動先を確認し、再送付して構いません。							
3提示(同封) する文書 外出自粛要請又 は隔離・停留面 に係る書面の 提示をするい特別 の事情がある場 合の申出		書 素停書の 素に 素に 素に 素に 素に 素に まるい まるい あるい あるい あるい あるい あるい あるい あるい あ	(1)外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面(次の①~③のいずれかを選択) □①感染症法による外出自粛要請に係る書面 □②検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 □③大記の書面の提示(同封)をすることができない旨申し出ます。 【次の(a)を記入した上で、(b)又は(c)のいずれかを記入】 (a)理由 □②保健所から外出自粛要請又は検疫所から隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため □交付された書面を紛失したため □医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者や医療機関を受診した陽性者として、健康フォローアップセンター等に登録したため □その他((b)保健所又は検疫所の名称(●●保健所) (c)登録した健康フォローアップセンター等の名称及び当該フォローアップセンター等の設置主体である自治体((2)その他の文書(該当する場合のみ選択)							
4引き続き当該都道府県の区 城内に仕所を有することの 確認の申請			□選挙人名簿登録 □南極選挙人証(□都道府県の議会の	在外選挙人名簿に登録され 証明書(選挙人名簿登録 南極選挙人証の交付を受い 議員又は長の選挙におい ことの確認を申請します。	正明書の ^書 ナでいる て、住所 た	注請等のあっ い。ただし、他 よ場合は、登	できない場合は③を選択し、理由及びった保健所等の名称を記載してくださ 健康フォローアップセンター等に登録し 経録した健康フォローアップセンター等			
備考 1 月	氏名欄の	氏名は、必ず	自分で書いてください。 場所に郵便等により送付され	れますので、住所以外の場合は所	体		i該フォローアップセンター等の設置主 M本を記載してください。			

- 3 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置(特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置)に係る書面(次のいずれかの書面)を提示(同封)してください(当該書面は、投票用紙等と併せて返送します。)。
- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面(同法施行規則第23条の4第1項)
- イ 検疫法による外出自粛要請 (同法第14条第1項第3号) に係る書面 (同法施行規則第4条の3)
- ウ 検疫法による隔離・停留の措置(同法第14条第1項第1号又は第2号により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面 (同法第18条第1項)
- 4 特別の事情により備考3の書面の提示 (同封) をすることができない場合 (特例法第3条第2項ただし書) は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極 選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示(同封)し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- 6 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合(特例法施行令第1条第2項第1号)には、表中4にチェックを入れてください。
- 7 この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。